

個人情報保護審査諮問書

北広教青第 56 号
平成25年10月15日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 尾崎英雄 様

北広島市教育委員会
教育長 吉田孝 様



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	「子どもの健全育成サポートシステム」について
諮問事項の区分	<ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集(条例第7条第2項第8号)<input type="checkbox"/> 思想・信条当に関する個人情報の収集(条例第7条第3項ただし書き)<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否(条例第8条第6号)<input type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適応除外(条例第9条第2項)<input type="checkbox"/> オンライン結合による不正利用に対する措置に関する事項(条例第9条第3項)<input type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項
諮問事項の具体的な内容	児童生徒の健全育成を目的に、個人情報を本人からではなく外部（警察署）から収集すること及び個人情報を実施機関以外のもの（警察署）へ提供することについて、北広島市個人情報保護条例第7条第2項第8号及び同条例第8条第6号の規定に基づき、北広島市情報公開・個人情報保護審査会の意見を承りたく、諮問いたします。
理由	教育委員会と学校と警察署が情報を共有することにより、問題行動、犯罪に関与した児童生徒に対し、教育委員会と学校と警察が協働し、迅速かつ効果的な指導を行うことが可能となり、児童生徒が犯罪の被害者となることを防止するとともに、犯罪の未然防止を推進するものであります。
担当部課等	教育部 青少年課 （電話 011-372-3311 内640）